（仮称）草津市歴史資料館
整備基本構想

令和６年７月

草津市

目　次

第１章　構想策定の背景＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿1

1．策定の経緯＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 1

2．草津市の概要＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 2

3．草津市の文化財の概要 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 3

4．構想の位置づけ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 5

5．現状と課題＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 9

第２章　整備の目的と目指すべき姿 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿11

1．整備の目的＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 11

2．目指すべき姿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 11

第３章　機能と事業展開＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿14

1．機能の方向性＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 14

2．事業展開の方向性 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 17

第４章　施設整備と管理運営の考え方 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿20

1．施設整備の方針 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 20

2．計画地の考え方 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 20

3．諸室の構成＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 21

4．管理運営の考え方 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 22

5．開館までの計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 22

6．構想の策定体制 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 23

第１章　構想策定の背景

1. 策定の経緯

滋賀県南東部に位置し、市域西部に琵琶湖が広がる本市では、古くから豊かな歴史文化が育まれてきました。縄文時代の遺跡から始まり、周知の埋蔵文化財包蔵地は１５３件を数えます。また市域には名刹、古社をはじめ、「史跡芦浦観音寺跡」や「史跡草津宿本陣」、「史跡瀬田丘陵生産遺跡群　野路小野山製鉄遺跡」（以下、「史跡野路小野山製鉄遺跡」という）のほか、ユネスコ無形文化遺産に登録された風流踊のうち、「近江湖南のサンヤレ踊り」に含まれ、市域 7 地域で継承されている「草津のサンヤレ踊り」、江戸時代から伝えられ、友禅染などの下絵に用いられてきた青花紙の製造技術など、多様な歴史資産が今日まで継承されてきました。

これらの歴史資産を後世に守り伝えるためには、適切な保存を図るとともに、展示・公開・活用していく必要があり、その役割の一端を担う施設の必要性について、これまで『草津市文化芸術機能等施設整備基本計画』（平成２５年９月策定）、『草津市歴史文化基本構想』（平成３１年３月策定）、『草津市文化財保存活用地域計画』（令和２年３月策定・令和２年７月認定）等において整理してきました。令和４年３月に見直された『草津市文化芸術機能等施設整備基本計画』においては、本市の文化財を代表する３つの国指定史跡（史跡芦浦観音寺跡・史跡草津宿本陣・史跡野路小野山製鉄遺跡）の近辺において、それぞれの特色に応じた機能を有する施設を整備することが効果的であるとし、施設の整備について検討を進めることとしました。

これら３史跡のうち「史跡草津宿本陣」については一部整備が完了し、平成８年から公開活用するとともに、その特色を活かした施設として、平成１１年に草津市立草津宿街道交流館を設置し、草津の宿場および街道に関する資料の展示・公開および活用を行っています。また「史跡野路小野山製鉄遺跡」については、今後、隣接する野路公園の整備事業と調整を図りながら、史跡整備とその特色を活かした展示・公開および活用を図る施設の検討を予定しています。

そして「史跡芦浦観音寺跡」については、『史跡芦浦観音寺跡保存活用計画』（平成３１年３月策定）に基づき、令和４年度から史跡整備工事に着手したため、その特色を活かした展示・公開および活用を図る施設の検討を進めることとなりました。これを受けて、史跡芦浦観音寺跡の公開との相乗効果を考慮した（仮称）草津市歴史資料館（以下、「本資料館」という）の整備基本構想（以下、「本構想」という）を策定するものです。本構想においては、史跡芦浦観音寺跡および周辺の市域北部に特に色濃く残る「信仰文化」と「民俗」の２つをテーマに掲げ、人々の祈りや暮らしにまつわる歴史資産の保存・展示・公開・活用の考え方について検討を行います。

2. 草津市の概要

本市は滋賀県南東部に位置し、南北約１３.２㎞、東西約１０.９㎞、面積６７.８２㎢の市域からなります。市の西側には琵琶湖に面した田園風景、中央部の平地には市街地が広がっています。東側および南側にはなだらかな丘陵部が続いており、その先には湖南アルプスの山並みが広がっています。

本市は、昭和２９年（１９５４）１０月１５日、当時の滋賀県栗太郡草津町・志津村・老上村・山田村・笠縫村・常盤村の１町５村の合併によって誕生しました。その後、昭和３１年（１９５６）９月１日に、滋賀県栗太郡栗東町大字渋川が編入されています。

市域には、製鉄炉・炭窯・工房等、古代の鉄生産に係る一連の遺構が残り、国指定史跡「瀬田丘陵生産遺跡群」を構成する遺跡である「史跡野路小野山製鉄遺跡」、寺伝に聖徳太子開基・秦河勝創建と伝えられ、安土桃山時代から江戸時代前期にかけては船奉行として琵琶湖の湖上交通を管掌した「史跡芦浦観音寺跡」、江戸時代、東海道と中山道が分岐・合流する宿場町・草津宿において、参勤交代の大名らが休泊した本陣であり、当時の姿をよくとどめる「史跡草津宿本陣」の３つの国指定史跡が所在しています。

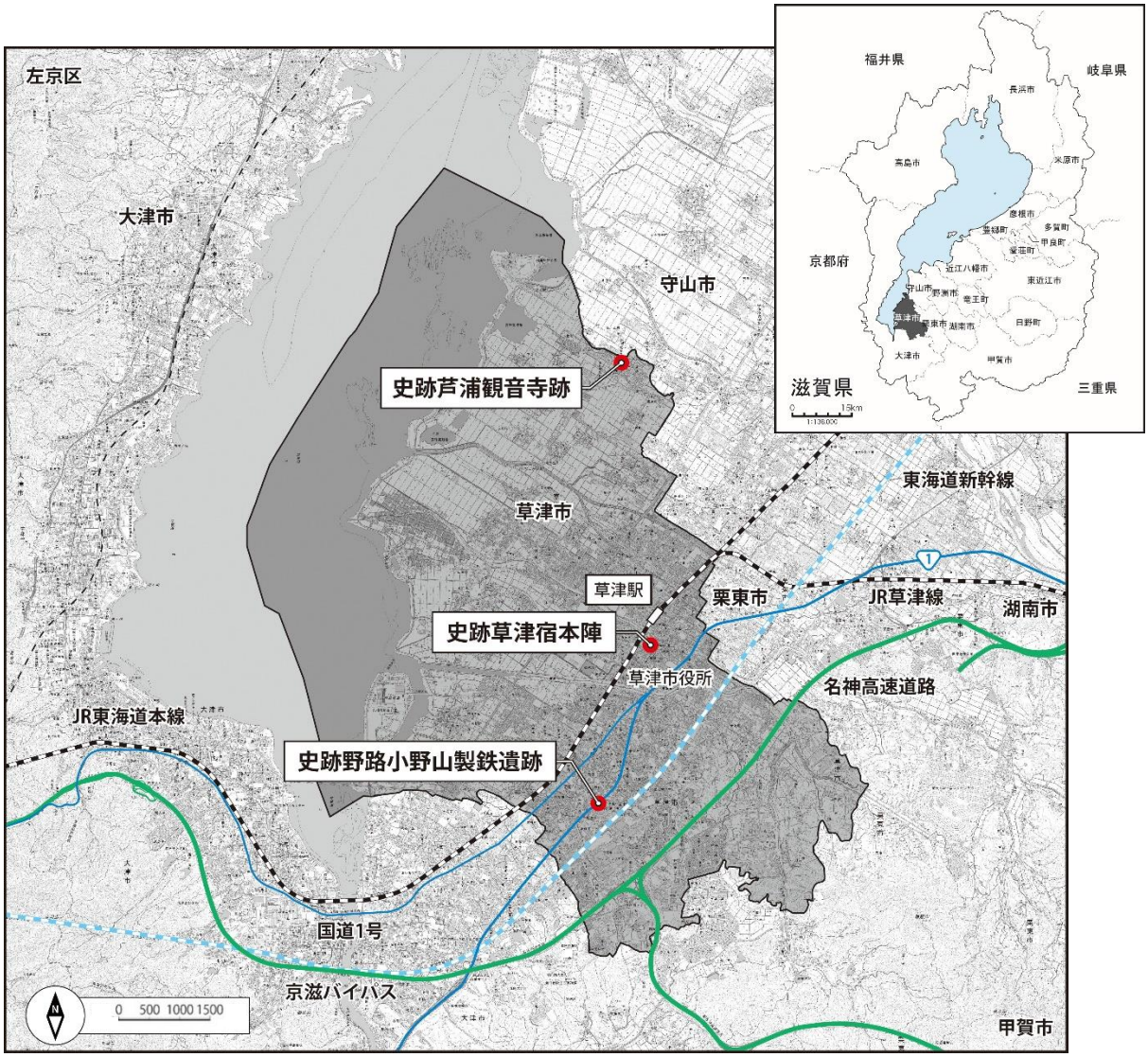

草津市位置図

3. 草津市の文化財の概要

本市には、古代から周知の埋蔵文化財包蔵地・建造物・美術工芸品・民俗文化財等、豊かな文化財が受け継がれてきました。

このうち、指定文化財の件数は９４件を数えます（令和５年４月１日現在）。内訳は、有形文化財６５件(国２３件、県１１件、市３１件)、民俗文化財９件(国１件、県１件、市７件)、記念物８件(国３件、市５件)、選択無形民俗文化財６件(国１件、県５件)、登録有形文化財(建造物)５件、登録有形民俗文化財１件です[表]。

この他にも、市域には多数の未指定文化財が現存しており、『草津市文化財保存活用地域計画』（令和２年３月策定・令和２年７月認定）では、令和元年度時点で計４，７２１件の所在を確認しています。

［表］指定文化財件数

種別			国	県	市	合計
有形文化財			**23**	**11**	**31**	**65**
	建造物		8	2	4	14
	美術工芸品		15	9	27	51
		絵画	5	3	6	14
		彫刻	9	2	13	24
		工芸品	1	0	3	4
		書籍・典籍・古文書等	0	3	3	6
		考古資料	0	1	2	3
		歴史資料	0	0	0	0
民俗文化財			**1**	**1**	**7**	**9**
	有形民俗文化財		0	1	4	5
	無形民俗文化財		1	0	3	4
記念物			**3**	**0**	**5**	**8**
	史跡		3	0	3	6
	名勝		0	0	0	0
	天然記念物		0	0	2	2
小計			**27**	**12**	**43**	**82**
選択			1	5	0	6
	選定保存技術		0	0	0	0
	選択無形文化財		0	0	0	0
	選択無形民俗文化財		1	5	0	6
登録有形文化財（建造物）			5	0	0	5
登録有形民俗文化財			1	0	0	1
総計			**34**	**17**	**43**	**94**

「信仰文化」「民俗」に関する文化財

木造阿弥陀如来立像（観音寺蔵）
【重要文化財】

木造普賢菩薩坐像（志那神社蔵）
【滋賀県指定有形文化財】

木造獅子頭（春日神社蔵）
【草津市指定有形文化財】

『近江湖南のサンヤレ踊り』のうち「草津のサンヤレ踊り」
【重要無形民俗文化財】

左上から
矢倉・下笠・片岡・長束
志那・吉田・志那中

花摘籠に摘まれたアオバナと青花紙製造の様子

4. 構想の位置づけ

本構想は、以下の上位計画で示された方向性に基づき、関連計画に配慮して策定します。

上位計画

『第 6 次草津市総合計画　基本構想』（令和 3 年 3 月策定）　抜粋

第 2 章　まちづくりの基本目標

1．「こころ」育むまち
歴史・文化
地域で育まれた伝統文化や豊かな歴史資産を次世代へ守り伝えるため、適切な保存・活用を進め、まちの魅力の再発見につなげるとともに、誰もが草津の歴史・文化に誇りと愛着を感じられるよう取り組みます。

『第 6 次草津市総合計画　第 1 期基本計画』（令和 3 年 3 月策定）　抜粋

分野別の施策
「こころ」育むまち

歴史・文化
基本方針 5 - 1　文化財の保存と活用

概要
本市の財産である文化財を後世に守り伝えるため、適切な保存を図るとともに、豊かな歴史文化の価値や魅力を活用するための施策の充実を図ります。

施策①　文化財の調査と保護の推進
数多くの貴重な歴史資産を次世代へ守り伝えるため、発掘調査をはじめとした各種の文化財調査を推進するとともに、市内に残る歴史資産の実態を解明し、その成果の公開と活用を進めます。また、国指定史跡等の地域と一体となった保存整備、文化財指定の推進、伝承者への支援など積極的な保存対策を講じます。

施策②　歴史資産を活かしたまちづくり
ふるさと意識の醸成や観光振興など、歴史資産を効果的に活用するまちづくりを推進するため、「草津市文化財保存活用地域計画」に基づき、史跡や伝統芸能、歴史的建造物など地域に根差した文化財を活かした事業を展開します。

『草津市歴史文化基本構想』（平成３１年３月策定）　抜粋

第６章　草津市歴史文化基本構想の実現に向けて

６－２　実現に向けた体制整備
（５）歴史資産の活用に向けた情報発信と公開施設について
（前略）歴史資産を展示・公開・活用する施設は、関連文化財群の整備と併せて、保存・公開施設を配置する方法などが考えられることから、今後の整備にあたり適切なあり方を検討する。（後略）

『草津市文化財保存活用地域計画』

（令和２年３月策定・令和２年７月認定）抜粋

第５章　草津市における文化財の保存・活用に関する措置

課題④　歴史文化の公開・活用機会の創出
・生涯学習・学校教育との連携が不十分です。
・文化財ごとの公開・活用が不十分です。
・ワークショップ・講演会・講座をさらに充実させる必要があります。

方針（４）【活かす】歴史文化の特徴を踏まえて、地域活性化に活かします

歴史文化の保存活用のための体制を整え、関連団体・地域などと行政が互いに協力しあい、歴史文化を活用する機会の創出をはかります。

No.９　博物館等展示収蔵施設の検討と整備
歴史文化を活かしたまちづくりを進めるため、歴史資産を守り、伝え、活用する施設のあり方について検討し、歴史資産を保存公開する施設の整備を進めます。

主な関連計画

『草津市文化芸術機能等施設整備基本計画』（平成２５年９月策定）抜粋

２．芸術文化館・歴史伝統館機能の現状と整備の必要性

（２）歴史伝統館機能の現状と整備の必要性
③歴史伝統館機能の必要性

草津市における埋蔵文化財や重要文化財等の状況を勘案しつつ、これらを適切に保管し、さらに活用するための常設展示等ができる博物館相当施設としての歴史伝統館機能を確保する必要があります。

３．基本理念・基本方針
　草津市の文化芸術機能について検討してきましたが、その検討内容を整理し、新たに草津市の文化芸術機能等の整備方針を以下のとおりとします。

【基本理念】
　市民が集い創造する　歴史・文化・芸術の拠点づくり

【基本方針】
≪歴史・文化・芸術の発信拠点を創造します≫

　市民が文化・芸術活動などに関心と理解を高めるために、日常的に親しめる環境づくり（創作・発表・展示・鑑賞等）や、文化財の適切な保全や活用による歴史文化が身近に感じられる環境づくりを進め、多様な文化・芸術の発信拠点を創造します。

『草津市文化振興計画』（平成３０年３月策定）　抜粋

基本施策１０　文化的資産の継承および利用
　文化的資産は、まちの活性化や市民の誇りにつながる貴重な地域資源としての価値を有することから、本市の将来を担う子どもや若者に大切に引き継ぐとともに、それらの魅力や価値をさらに高めるための活用に取り組みます。

文化的資産の継承
　市民の文化振興への主体的な関わりを促進するとともに、本市に存在する文化的資産を次世代に継承するため、地域の歴史を知るための講座や展示、文化的資産の魅力を発信する事業に取り組みます。あわせて、文化財の保存・継承に向けた支援に取り組みます。

『草津市教育振興基本計画（第３期）』（令和２年３月策定）　抜粋

第５章　施策の展開

基本方向４．歴史と文化を守り育てる
　施策の基本方向の第四は、「歴史と文化を守り育てる」です。
　本市の歴史は古く、数多くの貴重な文化財を含む歴史文化が現在に受け継がれています。地域に息づく歴史文化の価値や魅力をより広く、わかりやすく伝え、地域の暮らしと一体的な資産として保存・活用するとともに、誰もが文化・芸術活動に親しむことで、感性や創造性を育み、豊かに暮らしていくことができるまちを目指します。

９．文化財の保存と活用
本市の歴史文化の特徴を後世に守り伝えるため、適切な保存を図るとともに、市民が地域の歴史に触れる機会づくりに努め、地域主体による保存・活用の機運の向上や歴史文化を活用した草津らしいまちづくりを目指します。

・施策３２ 文化財の調査と保護を推進します。
・施策３３ 歴史資産を生かしたまちづくりを推進します。
・施策３４ 歴史文化に親しむ機会を創出します。

『草津市都市計画マスタープラン』（令和４年１月策定）抜粋

第４章　地域別構想
４－２　地域別構想
１.西部湖岸地域
（３）地域の都市づくりの目標
「自然と文化・歴史を継承しながら、利便性・快適性を実感できる地域」
・本地域は、琵琶湖や田園風景等の美しい自然を有しているとともに、芦浦観音寺をはじめとする歴史資源が数多く点在しています。今後も、これらが持つ多彩な魅力を継承し、新たなにぎわいを創出する地域を目指します。

『草津市文化芸術機能等施設整備基本計画の見直しについて』
（令和４年３月策定）抜粋

Ⅲ　見直し結果
歴史伝統館機能
歴史資産を展示・公開・活用する施設については、関連文化財群（生産・信仰・街道）の近辺において整備することが有効であることから、三ツ池に歴史伝統館機能の施設整備を行わず、今後、別途検討するものとします。

5. 現状と課題

前節までに示した経緯および位置づけをもとに、「信仰文化」と「民俗」をテーマとした本構想を策定するにあたり、現状と課題を以下の５項目に整理しました。

公　開

【現状】

本市では、史跡草津宿本陣に関連した施設として草津市立草津宿街道交流館を設置していますが、史跡芦浦観音寺跡と史跡野路小野山製鉄遺跡については、それぞれの特色に応じた機能を有する施設の検討を進めることとしています。

また、市域に重要文化財を含む多くの文化財が現存しているなか、本市には重要文化財を展示・公開できる施設がないため、広く市民の観覧に供する機会が限られています。

【課題】

市民の宝である歴史文化に親しむことは、市民の誇りや郷土愛の醸成につながるものです。重要文化財を含む文化財を展示・公開し、広く観覧いただく機会を創出する必要があります。

発　信

【現状】

広報紙やホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットメディアを活用した情報発信のほか、各種講演会、ワークショップ、学校連携による出前授業など、普及啓発活動を行っています。

【課題】

特色ある豊かな歴史文化の魅力を市内外に伝えるためには、資料の展示・公開とあわせて、様々な手段による情報発信と普及啓発を行っていく必要があります。

保　存

【現状】

本市に所在する文化財は、所有者や地域等で保存管理されているほか、本市が一部その役割を担っていますが、保存管理に適した市立の専門施設が整備されていないため、指定文化財を含む多くの文化財が、市外の博物館施設に寄託されています。

【課題】

社会の変容や価値観の多様化により、所有者による文化財の保存管理・継承は困難になりつつあります。所有者だけでなく、社会全体で歴史資産を後世に守り伝えていくためには、保存管理施設の整備や保存・継承の機運上昇等、それらを適切に保存する環境を整える必要があります。

地域連携

【現状】

文化財の所有者や関係団体の協力を得ながら、文化財の特別公開や普及啓発イベント等を実施しています。

【課題】

身近な歴史文化の魅力を見出し、それらを後世に守り伝えていく意識を醸成するため、地域と共に文化財の活用等の取組を進め、周辺観光施設との連携を深める必要があります。

デジタル化

【現状】

歴史資料の調査・研究や展示・公開において、撮影フィルムのデジタル変換や展示資料のデジタル撮影等を部分的に行っています。またこれまで、AR（オーグメンテッド・リアリティー）技術を用いた事業に取り組んできたほか、アプリ等を活用した情報発信を行っています。

【課題】

デジタル技術による記録は文化財が被災した際の備えにもなり、改正博物館法（令和４年）において資料のデジタルアーカイブ化（電磁的記録の作成・公開）は、博物館の担うべき重要な事業として位置付けられています。本市における DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進の一環として、デジタル技術の活用に取り組む必要があります。

第２章　整備の目的と目指すべき姿

第１章において整理した課題のうち、本資料館が果たすべき役割を整理し、整備の目的と目指すべき姿について検討します。

1. 整備の目的

本市の歴史資産は、長い歴史の中で育まれ、先人らの努力により今日まで守り伝えられたものであり、すべての人にとっての貴重な財産です。これらを将来にわたって継承していくためには、歴史資産を守り伝える「保存・継承」と、多くの人に親しんでいただく「公開・活用」を、互いに欠くことのできない一体の事業として進める必要があり、その機能を担う施設の果たす役割は大きなものとなります。

また、「その地域の歴史文化に、その地域で触れることができる」という魅力は、地域に根差した資料館ならではのものです。

本資料館は、本市のかけがえのない地域資源である歴史資産を保存・継承するとともに、地域の歴史文化に地域で触れることにより、郷土愛の醸成や新たなまちの魅力発見へつなげ、多くの人にその価値を周知し、幅広く享受していただくことを整備の目的とします。

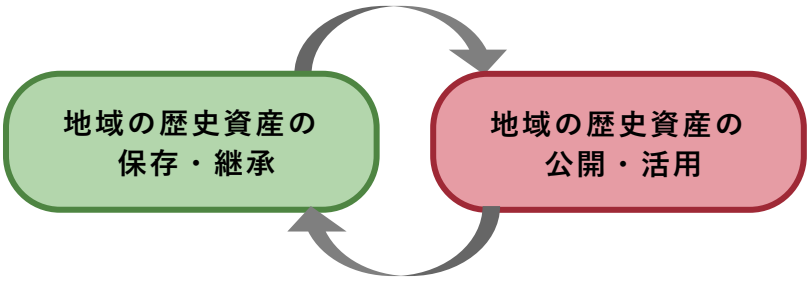

2. 目指すべき姿

整備の目的に掲げる「保存・継承」と「公開・活用」を一体的に進めるため、具体的に必要な要素を以下の①～⑤に設定します。

なお、①～④は第１章「４．現状と課題」において挙げた５つの課題を踏まえて設定していることから、対応する課題を

公　開　　発　信　　保　存　　地域連携　　デジタル化

と表記しました。また、⑤はこれからの社会において本資料館が果たすべき役割から設定しています。

①　歴史文化を通じて地域の魅力を発見できる機会を提供します

公　開　　発　信　　デジタル化

- 重要文化財をはじめとした「信仰文化」「民俗」に関する歴史資産に身近に接することができる施設を目指します。
- 歴史文化についての理解を深める講演会・ワークショップなどの普及啓発活動を行います。
- 学校教育と連携し、学習活動を充実させる機会を作るとともに、子どもたちのふるさと意識醸成に寄与します。
- デジタル技術等を活用し、歴史文化の魅力発信に寄与します。

②　歴史資産の保存・継承に資する活動を行います

保　存　　発　信　　デジタル化

- 市民の文化財保護意識の向上を図り、価値観が多様化する社会において、歴史資産を継承していく気運を高めていく取組を行います。
- 連綿と受け継がれてきた地域の「信仰文化」や「民俗」に関する歴史資産を将来にわたって継承し、展示・公開・活用していくため、重要文化財を含む文化財を保存管理する適切な環境を整えます。
- デジタル技術を活用して文化財の記録保存を行い、万が一、文化財が災害等でき損、滅失した場合の修理・復元等への備えとします。

③　地域や周辺施設と連携し、まちの魅力向上につなげます

地域連携　　発　信

- 地域において守られてきた歴史資産を将来にわたり継承していくために、地域との連携を深め、互いに支え合いながら、地域に根差した歴史文化の魅力を見出し、活用します。
- 草津市立水生植物公園みずの森や、道の駅草津等の周辺観光施設と連携し、地域住民・来訪者双方にとってのまちの魅力や回遊性の向上につなげます。

④　史跡芦浦観音寺跡の公開との相乗効果の創出を目指します

公　開　　発　信

- 本資料館と史跡の双方の見学を促進する仕掛けを作り、相互に来訪者を導き入れます。
- 本資料館で行う展示と、現地をあわせて見学いただくことによって、双方で理解を深めていただき、見学の体験価値を向上させます。

⑤　歴史資産の保存・継承、公開・活用を通して SDGs 達成に取り組みます

- SDGs（持続可能な開発目標）に関して、本資料館は以下の３つの目標について貢献します。

目標　４「質の高い教育をみんなに」
目標１１「住み続けられるまちづくりを」
目標１７「パートナーシップで目標を達成しよう」

第３章　機能と事業展開

第２章において整理した本資料館の整備目的と目指すべき姿を実現するためには、目指すべきそれぞれの項目を理解し、適切な環境を整える必要があります。本章では、そのために必要な機能と事業展開の方向性について検討します。

1. 機能の方向性

本資料館は、博物館法（昭和２６年法律第２８５号）において定義されている「社会教育法（昭和２４年法律第２０号）の精神」「文化芸術基本法（平成１３年法律第１４８号）の精神」に基づいて、「保存・継承」と「公開・活用」を一体的に推進していくために、以下の４つの機能を備えるものとし、それぞれの機能は相互に支え連携していくものとします。

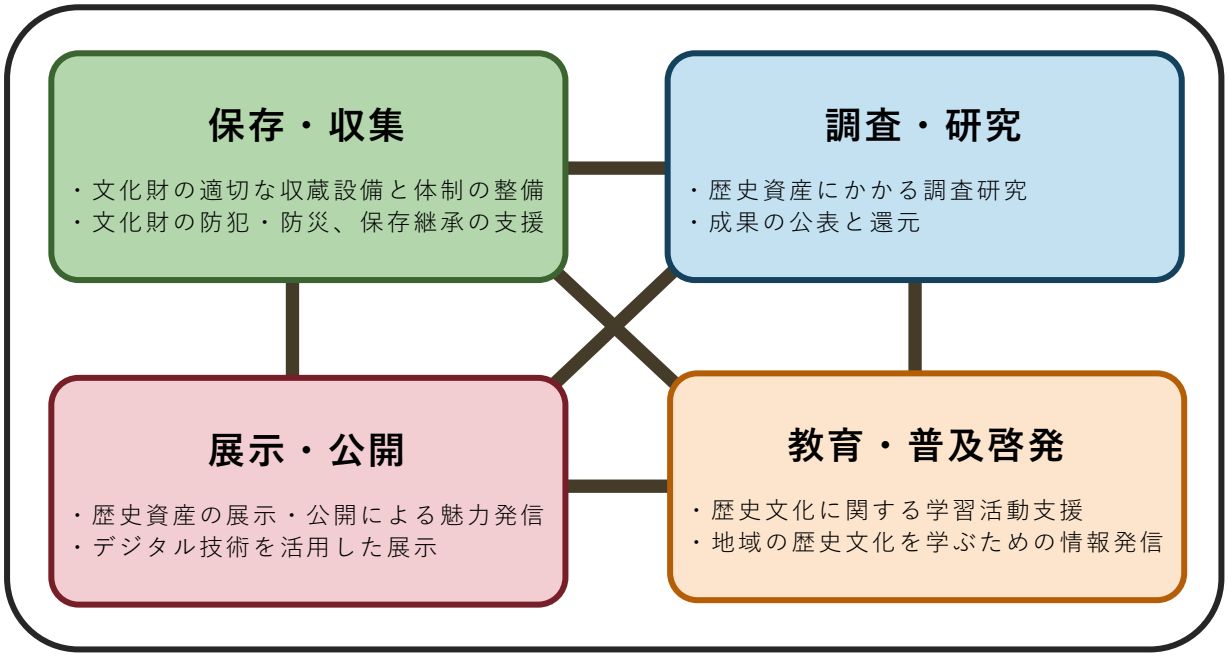

参考：博物館法における「博物館」の目的

博物館法において、博物館の果たすべき主要な機能は、以下のように定義されています。

> 第一章　総則
> 第二条　（定義）
> この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（後略）

「信仰文化」と「民俗」に関する歴史資産の保存・展示・公開および活用を行う資料館として、４つの各機能について以下の方向性で検討します。

（1） 保存・収集

基本的な考え方

「信仰文化」と「民俗」に関する歴史資産を将来にわたり広く公開・活用するため、必要に応じて収集・記録し、適切な保存環境と収蔵設備を整備します。また、歴史資産の適切な保存・継承を支援します。

想定している活動

・ 適切な保存環境や収蔵設備と組織運営体制の整備検討

歴史資産を展示・公開等により活用するとともに、後世に守り伝えていくために、適切な保存環境や収蔵設備機能、保存管理に必要となる専門知識を有した人材と組織運営体制を検討します。

・ 文化財の防犯・防災、保存継承の支援

歴史資産を後世に守り伝えていくために、所有者と行政機関のみに留まらず、地域全体の文化財保護意識を醸成します。

（2） 調査・研究

基本的な考え方

本資料館で行う各活動の根幹となる機能として、「信仰文化」や「民俗」を中心とした本市の歴史資産に関する調査・研究を実施します。

想定している活動

・ 「信仰文化」や「民俗」を中心とした本市の歴史資産に関する調査・研究

調査・研究を通して歴史資産の価値を解明し、適切な保存・収集と魅力ある展示・公開、普及・啓発活動に活かします。また、関係施設や機関との連携を図り、本市の歴史文化の市域を越えた評価につなげます。

・ 成果の公表と還元

調査・研究の成果は、常設展・企画展等でわかりやすく紹介するとともに、各種刊行物やホームページ等で随時公表し、本市の歴史文化の魅力を市内外へ発信します。

（3） 展示・公開

基本的な考え方

調査・研究に基づき、実物資料を中心とした歴史資産の展示・公開を通して、地域に根ざす歴史文化に身近に触れる機会を創出します。

想定している活動

・ 歴史資産の展示・公開による歴史文化の魅力発信

歴史資産との出会いを通して、地域の歴史文化への理解を深めることができる展示を行います。あわせて効果的な展示・解説手法を用いることにより、誰もが楽しみながら学べる資料館を目指します。

・ デジタル技術を活用した展示

文化財のデジタルアーカイブ（電磁的記録）を作成し、展示および解説に活用します。実物資料の展示を補完するほか、来館者が操作し、探求できる展示解説を提供するなど、主体的な学びにつなげます。

（4） 教育・普及啓発

基本的な考え方

社会教育施設として学習活動を支援し、実物資料を展示・公開する資料館ならではの教育・普及啓発を行います。

想定している活動

・ 歴史文化に関する学習活動の支援

各教育機関と連携し、学芸員による出前授業や学習指導の支援、学校や団体等の見学の受け入れなど、歴史文化に関する学習活動を充実させる機会を作ります。また、講演会やワークショップ等の催しを開催します。

・ 歴史資産を通して地域の歴史文化を学ぶための情報発信

本資料館における学習に留まらず、地域の歴史文化に直接触れていただくための情報発信を行います

これにより、史跡芦浦観音寺跡および周辺地域をはじめとする本市の魅力発見にもつなげます。

2. 事業展開の方向性

前項の基本的な４つの機能に加え、本市の歴史文化の魅力を効果的に発信し、来館者を呼び込むとともに、何度でも訪れたくなる資料館を目指すため、特色ある事業展開を検討します。

(1)　２つの展示空間の構成を検討

「常設展示」と「企画展示」の２つの空間の構成を検討し、多様な角度から地域の魅力を知る機会を提供します。

常設展示

常設展示を行うことにより、いつでも地域の歴史資産に身近に接し、学ぶことのできる場を提供します。

常設展示のテーマとする「**信仰文化**」「**民俗**」は、史跡芦浦観音寺跡をはじめ、市域北部の歴史資産と密接に結びついたものです。

信仰文化

市域各地の寺社に伝わる美術工芸品・歴史資料等を展示し、豊かな信仰文化を紹介します。

例）・市域の寺社と仏像・神像
　　・芦浦観音寺の歴史と宝物
　　等

観音寺詮舜（せんしゅん）書状（草津市蔵）

民俗

民俗資料等を展示し、地域で受け継がれている人々の暮らしとまつりを紹介します。

例）・草津のサンヤレ踊りの伝承
　　・アオバナ栽培と青花紙製造
　　等

草津のサンヤレ踊り
（写真は７地域のうち志那中）

企画展示

市域に残る豊かな歴史文化について、より幅広く、深く知ることができるよう、様々なテーマに沿った企画展示を行います。

例）　・芦浦観音寺と近江の天台宗寺院　　・草津に伝わる鎌倉時代の仏像
　　・オコナイと頭屋（とうや）行事　　・草津の食文化
　　・地域に伝わる年中行事　　等

（2）　様々な来館者を呼び込む仕掛けを検討

歴史文化について関心を抱くきっかけを幅広く提供し、誰もが楽しんで学べる機会を作るため、様々な方の興味を引き出す仕掛けを検討します。

①「顔が見える展示」をコンセプトに、展示資料のバックグラウンドである担い手に着目して、地域に密着した展示を行います。

例）・民俗芸能を受け継ぐ担い手の声から、民俗芸能の現状を紹介
　　・江戸時代から現在まで続く青花紙製造技術の継承を紹介　　等

②周辺施設と相互に連携するとともに、地域住民の来訪を促進する取組を進めます。

例）・周辺施設とイベントや講座等の連携や相互告知
　　・地域の講座や学校の授業等での本資料館の活用　　等

③芦浦観音寺に関連する展示を行うことにより、史跡芦浦観音寺跡の来訪者を呼び込むとともに、史跡見学の体験価値を向上させる展示を行います。

例）・芦浦観音寺の歴史をものがたる文化財の展示
　　・かつての芦浦観音寺の様子を紹介　　等

④誰もが楽しむことができ、探求心を持って見学できる事業活動を展開します。

例）・触れるレプリカ資料を活用した「ハンズオン展示」
　　・映像や音声を活用した展示解説　　等

⑤文化財の存続に必要不可欠である保存修復や復元新調にまつわる技術を紹介し、文化財保護の取組への興味を醸成します。

イメージ図

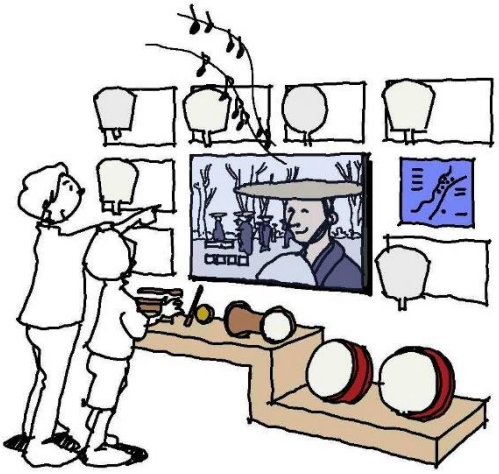

民俗芸能の担い手へのインタビュー映像

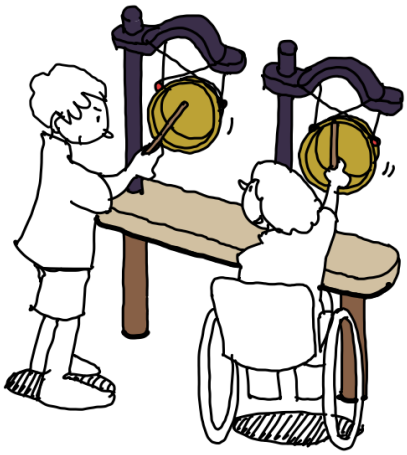

ハンズオン（サンヤレ踊りに使われる摺鉦（すりがね））

（3）　デジタル技術活用の検討

文化財のデジタル記録・公開をはじめとするＤＸ推進に取り組み、施設の機能性や利便性を高め、歴史資産の価値を広く発信するとともに、万が一の災害対応のための基礎を整えます。

①デジタル技術ならではの展示や資料解説手法を取り入れ、わかりやすく魅力的な展示を行います。

例）・３Ｄスキャンデータを使ったマルチアングル画像による展示
・高精細画像をモニターに投影し、自ら操作・探求できる展示解説
等

②学校と連携し、館の内外からタブレット端末等の電子機器を活用して情報にアクセスしやすくする環境を整えます。

例）・高精細画像や映像資料を使った学習
・学芸員と相互につながるオンライン授業や調べ学習の支援
等

③文化財のデジタル複製データを作成することにより、公開期間が限定される文化財の代替とするとともに、万が一、文化財が被災した場合の修理・復元に役立てます。

イメージ図

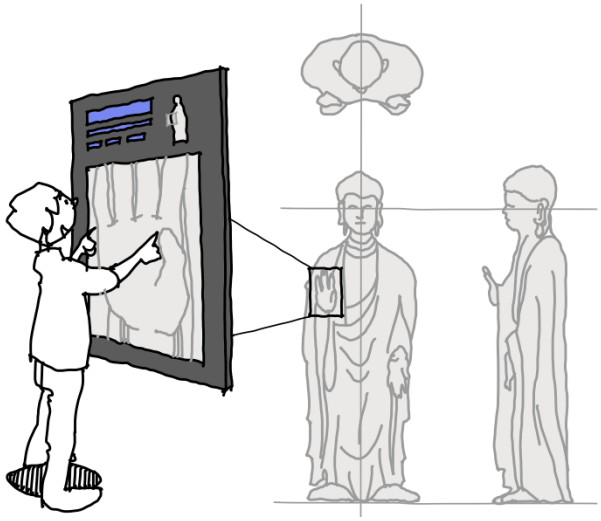

来館者が自ら操作・探求できる展示解説

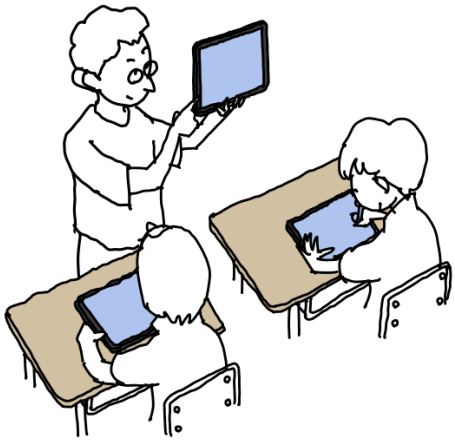

タブレットを使ったオンライン授業

第４章　施設整備と管理運営の考え方

第２章において整理した本資料館の目的と目指すべき姿、第３章において整理した本資料館の機能と事業展開を実現するため、必要な施設整備と管理運営体制について検討します。

1. 施設整備の方針

施設整備においては、史跡芦浦観音寺跡とのつながりを重視し、地域に開かれた施設を目指します。幅広い来館者層を想定してバリアフリーやユニバーサルデザイン等に配慮するとともに、歴史資産の保存・展示・公開および活用を行う施設に必要な防災・防犯設備を整備します。

「目的」と「目指すべき姿」の実現に向けて、第３章で挙げた資料館の４つの機能を備えるために必要な規模および諸室の構成を検討します。

必要な規模については、『草津市文化芸術機能等施設整備基本計画』（平成２５年９月策定、令和４年３月見直し）において示された「歴史資産の収蔵・保管・展示機能」を３つの国指定史跡の近辺に整備する３施設のいずれかで確保できるよう考慮し、本資料館の延べ床面積は１，０００～１，２００㎡程度を目安とします。

2. 計画地の考え方

計画地は、史跡芦浦観音寺跡と本資料館の双方を訪れることによる体験価値向上のため、相互に来訪者を誘導できる距離感や立地条件、周辺観光施設との回遊性等を考慮して検討します。

3. 諸室の構成

本資料館に必要な機能と事業展開に沿った要件を満たすため、「文化財公開施設の計画に関する指針」（文化庁文化財保護部、平成７年８月）に基づき、以下の３つの区画に分けて諸室の構成を検討します。

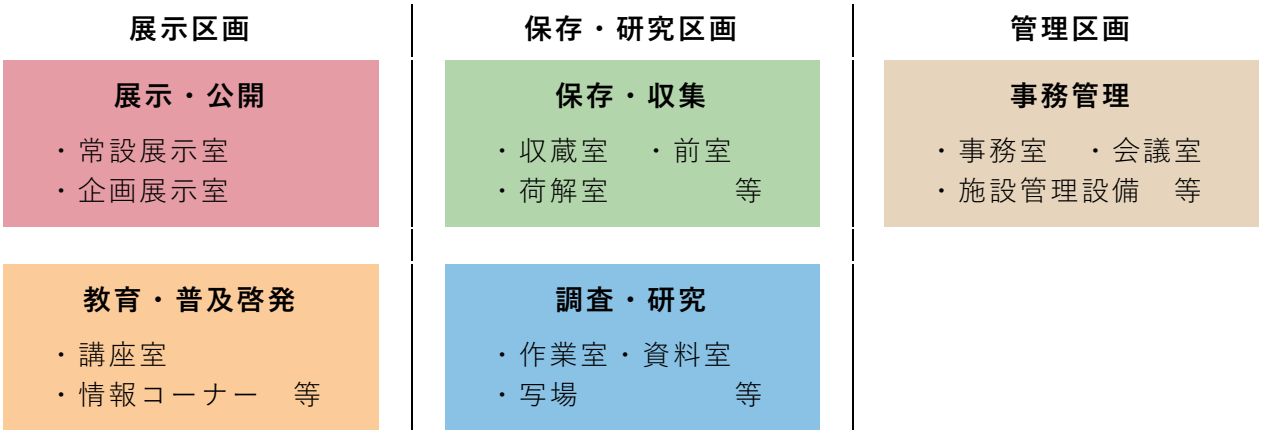

展示区画

展示・公開エリア

本資料館のテーマである「信仰文化」と「民俗」に関する資料を常時展示する「**常設展示室**」、期間を限定した多様な展示や活用を行う「**企画展示室**」の設置を検討します。

教育・普及啓発エリア

歴史文化への理解を深める歴史講座を開催し、学校や団体等の見学を受け入れる「**講座室**」、周辺施設や地域の歴史資産、見学スポット等の紹介を行う「**情報コーナー**」等の設置を検討します。

保存・研究区画

保存・収集エリア

多様な歴史資産を各々の性質に適した環境で保存管理するための「**収蔵室**」、温湿度変化、虫害・カビ等、収蔵室外の影響が内部に及ぶことを防ぐための「**前室**」、歴史資産の搬出入を安全に行うための「**荷解室**」等の設置を検討します。

調査・研究エリア

学芸員等が調査・研究や展示準備を行うための「**作業室**」「**資料室**」、資料の写真を撮影するための「**写場**」等の設置を検討します。

管理区画

施設を適切に運営するために必要となる、事務管理のための諸室の設置を検討します。

4. 管理運営の考え方

本資料館を円滑に運用し、効果的・効率的な運営を続けるとともに、来館者が快適に活用できる場所とするために最適な管理運営の方法を検討します。

非営利かつ歴史資産の保存管理・活用が目的である施設の特性を念頭に、史跡芦浦観音寺跡や周辺関連施設との一体的な管理・運営を考慮する必要があります。

また、運営組織の検討にあたっては、国指定有形文化財（国宝・重要文化財）の展示・収蔵が可能な施設とすることに配慮します。

運営方式	公設公営 （直営方式）	公設民営 （指定管理者方式）	PFI 方式
概要	自治体が自ら施設整備（設計、工事）、資金調達、維持管理、事業運営を実施。清掃、警備、施設の維持管理業務等、業務の一部を民間に委託することも可能	自治体の指定する法人、その他の団体が一定期間、公の施設の維持管理・運営を実施。なお、施設の目的や態様等を踏まえ、業務の範囲を限定することも可能	民間事業者に施設等の設計・施工・運営・資金調達を一体的に委ねるもので、あらかじめ自治体と民間事業者との間で、業務の分担を定めることが可能
事業リスクの負担	自治体	（指定管理者が行う業務については）指定管理者	自治体と PFI 事業者間で発注時にリスク分担
事業期間	無期	有期 （原則５年）	有期 （１５年～２０年が多い）
運営組織のイメージ			
館長	自治体	（主に）民間	（主に）民間
学芸部門	自治体	（主に）自治体	（主に）自治体
広報企画部門	自治体	（主に）民間	民間
総務部門	自治体	（主に）民間	民間
維持管理部門	（主に）民間（業務委託）	（主に）民間	民間

5. 開館までの計画

開館までの計画は下記の通りです。

Step1	Step2	Step3	Step4	Step5	Step6	
基本構想	基本計画	基本設計	実施設計	建築工事 展示工事	建物の 枯らし	開 館

※　上記 Step と並行して、収蔵資料調査を継続して行います。

6. 構想の策定体制

本構想は、草津市文化財保護審議会に地域からの臨時委員を迎えて審議を行い、諮問・答申を経て策定しました。

草津市文化財保護審議会　委員（五十音順・敬称略）

氏　名	経歴・役職等	専門分野等
東　幸代 ○	滋賀県立大学人間文化学部教授	古文書・歴史資料
五十川　伸矢 ◎	元京都橘大学教授	埋蔵文化財
鎌谷　かおる	立命館大学食マネジメント学部教授	環境・景観
髙梨　純次	（元滋賀県立近代美術館学芸課長） 公益財団法人秀明文化財団　理事	美術工芸
伊達　仁美	京都芸術大学芸術学部名誉教授	民俗文化財
冨島　義幸	京都大学大学院工学研究科教授	建造物
本間　道明	常盤学区活性化プロジェクト 検討委員会　会長	普及啓発・公開活用 （地域代表・臨時委員）
増渕　徹	元京都橘大学文学部教授	史跡整備
南　英三	草津市観光物産協会会長	普及啓発・公開活用
吉本　勝明	人と地域が輝く常盤協議会　会長	普及啓発・公開活用 （地域代表・臨時委員）

◎：会長　○：会長職務代理者

任期：令和４年８月１日～令和６年７月３１日

臨時委員は令和５年７月２１日～答申日

（仮称）草津市歴史資料館整備基本構想

発行日　令和６年７月
発　行　草津市教育委員会事務局　歴史文化財課

〒525-8588　滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号
TEL　077-561-2429　FAX　077-561-2488